

会議の要旨

- 1 開催した会議の名称
令和3年度第4回精華町国民健康保険運営協議会
- 2 開催日時及び場所
令和4年2月9日（水）午後2時から午後3時まで
精華町役場 6階 審議会室
- 3 議題等
 - ①精華町国民健康保険税条例一部改正（案）について
 - ②令和4年度精華町国民健康保険事業特別会計予算（案）について
- 4 公開・非公開の別
公開（傍聴者 なし）
- 5 出席者
精華町国民健康保険運営協議会委員13名のうち出席者12名
出席委員
渡辺会長、寺本副会長、飯田委員、檀上委員、山澤委員、永嶋委員
藤木委員、山本委員、新司委員、上西委員、古賀委員、古味委員

欠席委員
藤本委員
- 6 開会
委員13名中、12名の出席により、過半数を上回っていることから、本協議会は成立。
- 7 審議等の要旨
 - ①精華町国民健康保険税条例一部改正（案）について
改正の主な内容
保険税の区分には、①基礎課税分②後期高齢者支援金等分③介護納付金分があり、それぞれについて、所得割（所得に応じて）、平等割（世帯ごと）、均等割（人ごと）という3つの要素で構成されている。このうち、基礎課税分と後期高齢者支援金等分の均等割において、未就学児分については令和4年度課税分から5割減額とする。（介護納付金分は40歳以上に課税のため対象外）
低所得者層に対する法定軽減（7割軽減、5割軽減、2割軽減）対象世帯は法定軽減後の額を減額する。
上記内容に伴い条文中の減額対象を明確にし、文言整理を行う。

質問・意見など

山本委員

減額分の補填については、国、府、町が負担するということで、国民健康保険事業特別会計の負担は無いとのことだが、これは時限立法的なものでは無く、恒久的なものか。

事務局回答

恒久的なものである。

審議結果

賛成全員による

②令和4年度精華町国民健康保険事業特別会計予算（案）について

事務局より、歳入・歳出それぞれ3,349,580千円について内容説明

質問・意見など

寺本委員

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた被保険者への傷病手当金について申請0件とのことだが、実際は一定数いるのでは。周知はできているか。

事務局回答

被保険者のうち給与等の支払いを受けていて、療養により減収となった被用者を対象としている。また、そういった方々から問い合わせは何件か受けているが、申請には至っていない。

寺本委員

集団健診が出来ていないことによる医療費増加等の影響を注視して、適切に対応していただきたい。

事務局

医師会等の協力により、町内医療機関による個別健診のみとなった年度においても、受診率の落ち込みは抑えられている。医療費増加等の影響についてすぐには分からない状況である。

古賀委員

総務費であつたり保険給付費が前年対比で増加ということは、昨年度できていなかった集団健診などをしっかりやるつもりという理解でよいか。

事務局

総務費については、人事異動に伴う人件費の増加分である。保険給付費の増加については、高齢化に伴う増加を見込んで計上している。

古賀委員

保健事業費の増加については如何か。

事務局

令和4年度より、特定健診の未受診者へのアンケート調査を行う関係で

増額計上している。

審議結果

賛成全員による

8 答申

9 その他

令和4年度国民健康保険税の賦課限度額引き上げについて
事務局より内容説明し、了承